

議第115号

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

琵琶湖森林づくり県民税条例（平成17年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「すべて」を「全て」に、「かんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進し」を「鑑み」に、「当該施策」を「環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（使途）

第4条 知事は、琵琶湖森林づくり県民税を、第1条の施策であつて、森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定に基づき市町が実施する施策を支援し、および当該施策の円滑な実施に資するために県が実施するもの以外のもので知事が別に定めるものに要する経費に充てるものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例（平成18年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の森林の」を「全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その」に改める。